

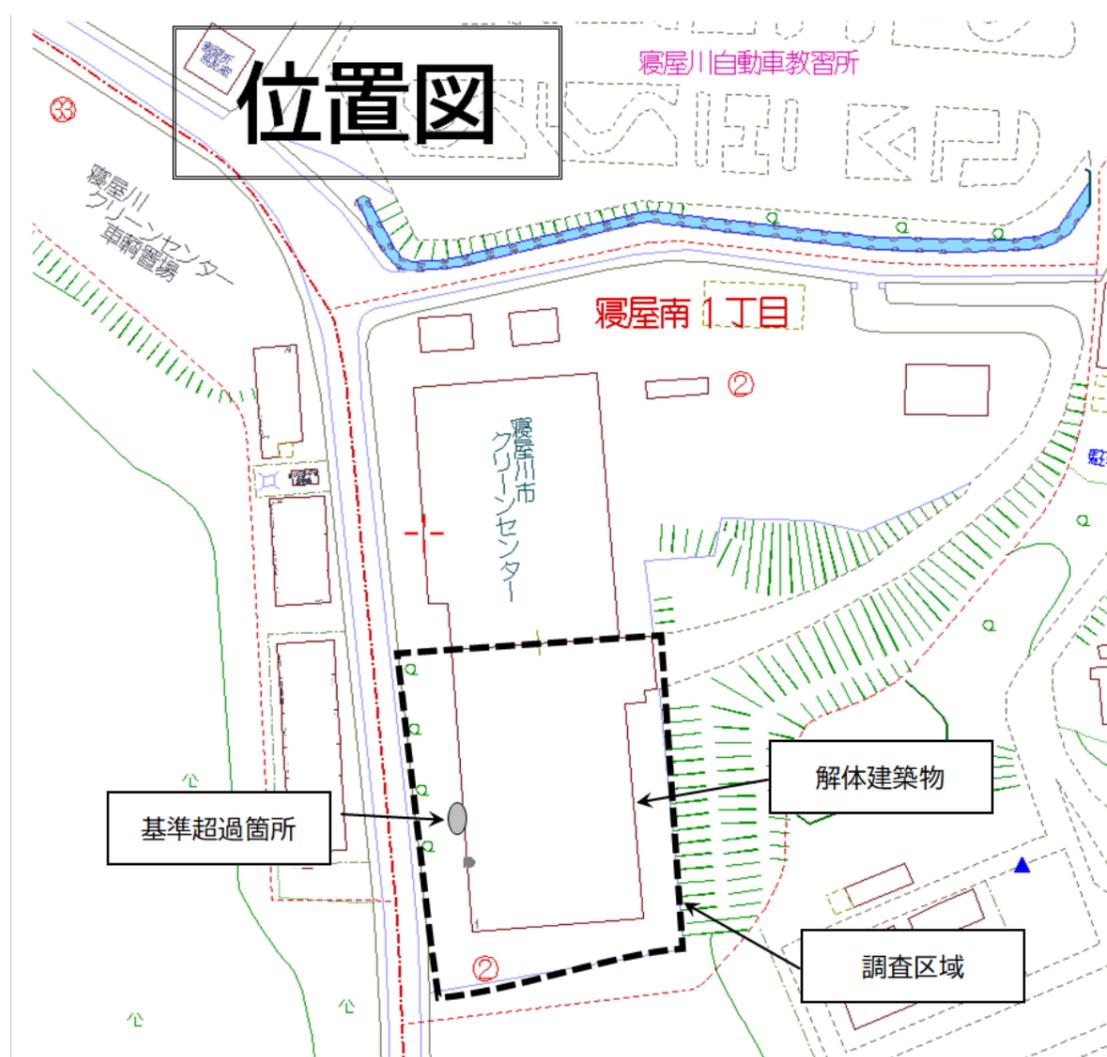
3. 概況調査結果〔令和3年5月末〕

- (1) 土壌ガス調査: 14 地点で調査したところ、全ての地点で基準値に適合しております。
- (2) 土壌溶出量調査: 42 地点で調査したところ、全ての地点で基準値に適合しております。
- (3) 土壌含有量調査:

52 地点で調査したところ、1地点(10m×10m)において、鉛の基準値を超過(830 mg/kg > 150 mg/kg)、5地点(10m×10m×5か所)において、ダイオキシン類の基準値を超過(1,500pg-TEQ/g > 1,000pg-TEQ/g)しております。

なお、その他の 47 地点(1地点重複)は、基準値に適合しております。

調査内容	調査項目
(1)土壌ガス調査 (12項目)	クロロエチレン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・ 1,2-ジクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・ジクロロメタン・テトラクロロエチレン・ 1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・ベンゼン
(2)土壌溶出量調査 (9項目)	カドミウム及びその化合物・六価クロム化合物・シアン化合物・ 水銀及びその化合物・セレン及びその化合物・鉛及びその化合物・ 砒素及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物
(3)土壌含有量調査 (9項目)	カドミウム及びその化合物・六価クロム化合物・シアン化合物・ 水銀及びその化合物・セレン及びその化合物・鉛及びその化合物・ 砒素及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物



4. 現状の対応

調査後、コンクリートや養生シートにより修復、拡散防止措置を実施しております。

5. 今後の対応等

土壌汚染対策法等に基づき、今後実施する詳細調査(汚染の範囲の確認)の結果を踏まえ、適正に汚染土壌の措置を実施いたします。

なお、詳細調査の実施や事務手続き、措置作業等により、5 か月程度の工期延長が見込まれ、解体後のストックヤード整備事業についても同様となります。